

## 四国八十八カ所支店普通預金規定

お客様へ

四国八十八カ所支店（以下「当店」といいます）で開設する普通預金は、この規定書の各条文ならびに普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人用）、普通預金規定（個人・口座WEB受付サービス用）、四国八十八カ所支店ご利用規定、WithYouNet ご利用規定およびひめぎんカード規定によりお取り扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

### 1. （預金の取引）

この預金の取引は、次の方法で行います。

(1) パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく取引となります。

なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

(2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM・CD」といいます。）による取引

(3) この預金口座の通帳は発行しません。

### 2. （取扱店の範囲）

この預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

### 3. （解約等）

この預金口座を解約する場合には、同時に本店とのその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の要求払払戻請求書に届出の印章により記名押印して、振込依頼書・ICキャッシュカードとともに本店へ郵送してください。

### 4. （規定の変更）

(1) この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

### 5. （規定の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人用）、普通預金規定（個人・口座WEB受付サービス用）、四国八十八カ所支店ご利用規定、WithYouNet ご利用規定、ひめぎんカード規定およびひめぎん預金関連規定集等により取扱います。

以上

(2021年3月1日現在)